一町中天水桶、地水桶洩らさぬ様吟味致し、来る十五日迄差し出し候様申し付けらるべく候。東西通りの町々は北側へ申し合わせ、地水桶これを差し出し南北の町々は両側へ差し出し氷候へば折々取り除きさせ水入れ置きこれ候様申し付けらるべく候。

一竈改めの儀は、例年通り各ならびに上組共家別に相廻り、念を入れ銘々相改め、来る十五日迄金左衛門方へ相届けらるべく候。

一折々風立ち候節は、火の元御気遣い思し召され候。先達て仰せ渡され候通り、自身番・立番断絶無く裏々迄相廻り火の元念を入れ候様申し付けらるべく候。風吹き候節は、藁ごくもの類焼かぬ様申し付けらるべく候。木綿不可し場にて煙草火鉢等差し置き候儀決して無用に致すべき旨これまた申し付けらるべく候。独身者私用に罷り通り出で候節は隣家に相知らせ、留守の家内火の元心付け候様申し付けらるべく候。右の通り相触れ候様今日仰せ渡され候間その意得られ町内念を入れ申し付けらるべく候。この廻状印形致され、遅滞なく早々相廻し、留めより源三郎方へ相返さるべく候。以上

子

十一月七日　　坂田源三郎

一町中天水桶、地水桶洩らさぬ様吟味致し、来る十五日迄差し出し候様申し付けらるべく候。東西通りの町々は北側へ申し合わせ、地水桶これを差し出し南北の町々は両側へ差し出し氷候へば折々取り除きさせ水入れ置きこれ候様申し付けらるべく候。

一竈改めの儀は、例年通り各ならびに上組共家別に相廻り、念を入れ銘々相改め、来る十五日迄金左衛門方へ相届けらるべく候。

一折々風立ち候節は、火の元

金左衛門方へ相届けらるべく候。

一折々風立ち候節は、火の元御気遣い思し召され候。先達て仰せ渡され候通り、自身番・立番断絶無く裏々迄相廻り火の元念を入れ候様申し付けらるべく候。風吹き候節は、藁ごくもの類焼かぬ様申し付けらるべく候。木綿不可し場にて煙草火鉢等差し置き候儀決して無用に致すべき旨これまた申し付けらるべく候。独身者私用に罷り通り出で候節は隣家に相知らせ、留守の家内火の元心付け候様申し付けらるべく候。

右の通り相触れ候様今日仰せ渡され候間その意得られ町内念を入れ申し付けらるべく候。この廻状

申し付けらるべく候。木綿不可し場にて煙草火鉢等差し置き候儀決して無用に致すべき旨これまた申し付けらるべく候。独身者私用に罷り通り出で候節は隣家に相知らせ、留守の家内火の元心付け候様申し付けらるべく候。

右の通り相触れ候様今日仰せ渡され候間その意得られ町内念を入れ申し付けらるべく候。この廻状印形致され、遅滞なく早々相廻し、留めより源三郎方へ相返さるべく候。以上

子

十一月七日　　坂田源三郎